

第11 その他

第 1 1 その他

1 各種協議会等開催状況

(1) 小牧市健康づくり推進審議会(所管：健康生きがい推進課)

区 分	月 日	議 題
第 1 回	令和 5 年 5 月 31 日	(1) 会議の公開について (2) 小牧市健康づくりに関するアンケート調査の結果について (3) 小牧市健康づくり推進プランの骨子案について
第 2 回	令和 5 年 11 月 1 日	(1) 小牧市健康づくり推進プランの素案について
第 3 回	令和 5 年 12 月 6 日	(1) 小牧市健康づくり推進プランの素案について
第 4 回	令和 6 年 2 月 21 日	(1) パブリックコメントの実施結果について (2) 小牧市健康づくり推進プラン(案)について (3) 令和 5 年度本市の取組みについて

小牧市健康づくり推進審議会推進部会(所管：保健センター)

部会名	議題・検討内容
合同推進部会	・令和5年度小牧市健康づくり推進審議会及び推進部会について ・各部会における令和4年度の実施状況及び令和5年度の実施について ・健康づくりに関連する事業について
栄養・食生活部会 (4回開催)	①学童期における望ましい体格を知るリーフレット「食育だより」についてデジタル化の検討 ②小冊子「簡単お食事ガイド」の内容の充実と、デジタル化の検討 ③クックパッド小牧市公式キッチンの運用について ④ヘルシーメニューの周知のための検討
身体活動・運動部会 (4回開催)	①「親子で楽しめる遊び場マップ」について、幅広く周知するための工夫についての検討と実施 ②日常生活における身体活動の増加に向けた取り組みについて、年代別に検討 ③ナッジ理論を活用した「プラス10」の普及啓発について検討
休養・こころの健康部会 (4回開催)	①より多くの市民にゲートキーパーについて知ってもらうための方法の検討と実施 ②自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせた普及啓発の検討 ③ワーク・ライフ・バランスに向けた支援策として、大学生対象のアンケートについて検討
たばこ・アルコール部会 (4回開催)	①受動喫煙対策についての検討 ②COPDの普及啓発についての検討 ③適正飲酒量の周知啓発についての検討
歯の健康部会 (3回開催)	①コロナ禍における園児のう蝕対策に関する取り組みの検討 ②給食後の歯みがきやフッ化物洗口など、学童期の歯科疾患対策に関する具体的な取り組みの検討 ③青年期、壮年期の歯周病、オーラルフレイルなどの歯科疾患予防に関する具体的な取り組みの検討を行い、次年度よりいきいき世代個別歯科健診オーラルフレイルの健診項目を追加して実施する予定 ④乳幼児期及び学童期の口腔機能の発達支援に関する具体的な取り組みの検討並びに研修会の開催 ⑤全世代を対象に、条例の制定や口腔ケア等、お口の健康に関する普及啓発についての検討

(2)小牧市予防接種協議会

区 分	月 日	議 題
第 1 回	令和 5 年 4 月 5 日	(新型コロナウイルスワクチン接種推進室 主催)
第 2 回	令和 5 年 7 月 26 日	〃
第 3 回	令和 5 年 10 月 25 日	・令和 4 年度実績について、令和 5 年度予防接種について (新型コロナウイルスワクチン接種推進室 共催)
第 4 回	令和 5 年 12 月 20 日	(新型コロナウイルスワクチン接種推進室 主催)
第 5 回	令和 6 年 2 月 14 日	〃

(3)小牧市休日急病診療所運営協議会

区 分	月 日	議 題
第 1 回	令和 6 年 2 月 2 日	・令和 4 年度小牧市休日急病診療所事業報告について ・令和 5 年度小牧市休日急病診療所の現状について

(4)小牧市母子保健推進協議会

区 分	月 日	内 容
第 1 回	令和 5 年 6 月 30 日	報告 (1) 生と性のカリキュラム令和 4 年度実績報告 (2) 「生と性に関するアンケート」 結果報告について (3) 生と性のカリキュラム＝地域版＝親子で学ぶ性教育について (4) 親子健康手帳の改訂について 協議事項 (1) 赤ちゃん訪問事業について
第 2 回	令和 5 年 9 月 29 日	報告 (1) 令和 4 年度乳幼児健康診査実績報告及び未受診者実績報告 (2) 発達障がいをもつ子どもとその親への支援のあり方部会 令和 4 年度実績報告 (3) 令和 4 年度赤ちゃん訪問事業実績報告
第 3 回	令和 5 年 11 月 24 日	協議事項 (1) 親子を取り巻く現状から考える、今後必要な支援について (2) 生と性のカリキュラム「性に関するアンケート」の実施について 報告 (1) 第 2 次健康日本 21 こまき計画 健康こまきいきプラン後期計画令和 4 年度母子保健に関する取組について
第 4 回	令和 6 年 2 月 16 日	協議事項 (1) 生と性のカリキュラム「性に関するアンケート」について 情報提供 (1) 5 歳児健康診査について (2) 生と性のカリキュラム「親子で学ぶ性教育【幼児編】 講座」 動画公開について

2 不妊治療等助成事業

(1) 目的

妊娠を望んでいる方々の経済的負担を軽減するために、不妊検査、不妊治療及び人工授精に要する費用を助成する。

(2) 対象者

次のいずれにも該当する方

- ・ 双方、またはいずれか一方が申請日において小牧市内に住民登録をしている方
- ・ 婚姻届を出されているご夫婦、または事実婚関係にある男女
- ・ 医療保険加入者、または被扶養者の方、若しくは生活保護法に規定する医療扶助、または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び、永住帰国後の自立の支援に関する法律に規定する医療支援給付対象者
- ・ 市税(市県民税、固定資産税及び国民健康保険税)を滞納していない方
- ・ 産科、婦人科、産婦人科、泌尿器科または皮膚泌尿器科を標榜する医療機関において、不妊症と診断され、不妊症検査・治療等を受けられた方

(3) 補助金を受けることができる医療行為

- ・ 不妊検査
- ・ 不妊治療(特定不妊治療を除く)
- ・ 人工授精

(4) 補助期間及び補助金額

- ・ 1年度に付き1回5万円までを上限として、治療を受けられている医療機関で医師の認めた治療の自己負担分
- ・ 診療日の属する月から継続する2年間(24か月)

(5) 助成組数

85組

(6) 補助金申請時に妊娠が成立していた対象者

28組

3 不育症治療等助成事業

(1) 目的

医療機関において不育症の診断を受けた方々の経済的負担を軽減するために、不育症検査及び不育症治療に要する費用(保険適用外分のみ)を助成する。

(2) 対象者

次のいずれにも該当する方

- ・ 双方、またはいずれか一方が申請日において小牧市内に住民登録をしている方
- ・ 婚姻届を出されているご夫婦、または事実婚関係にある男女
- ・ 医療保険加入者、または被扶養者、若しくは生活保護法に規定する医療扶助、または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び、永住帰国後の自立の支援に関する法律に規定する医療支援給付対象者
- ・ 市税(市県民税、固定資産税及び国民健康保険税)を滞納していない方
- ・ 産科、婦人科、産婦人科を標榜する医療機関において、不育症と診断され、不育症検査・治療を受けられた方

(3) 補助金を受けることができる医療行為

- ・ 不育症検査
- ・ 不育症治療

(4) 補助回数及び補助金額

- ・ 1回の治療につき15万円を上限として、治療を受けられた医療機関で医師の認めた治療の自己負担分(保険適用外)
- ・ 治療開始から治療終了までを1回の申請とし、5回まで

(5) 助成組数

1組

4 小牧市自殺対策計画の推進

(1) 目的

自殺はその多くが防ぐことのできる社会的な問題であり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す上で、家庭、地域、学校、職場等、様々な場で、「いつもと違う」様子に気づき、必要に応じて専門機関等へつながることが重要であり、早期の段階で困っている人に気づく身近な支援者を増やし、みんなで生きることを支える地域づくりを進める。

(2) 対象

一般市民

(3) 実施内容

ア 会議

区 分	月 日	議 題
小牧市自殺対策推進協議会	令和5年11月9日	・自殺の現状、自殺対策計画の取組について
小牧市自殺対策庁内連絡会議	令和6年1月29日	・自殺の現状、自殺対策計画の取組について
小牧市うつ・自殺対策相談窓口ネットワーク会議	令和5年10月10日	・自殺対策初回アセスメントシートを活用した事例検討

イ 取組

- ・ゲートキーパー養成講座開催

ゲートキーパー養成講座	対象：職員（基礎編）	令和5年8月29日（30名）
	対象：職員（応用編）	令和5年8月29日（23名）
	対象：保健連絡員 ①はじめて編	令和5年6月19日（36名） 令和5年6月26日（23名）
	対象：保健連絡員 ②ステップアップ編	令和5年8月30日AM（31名） 令和5年8月30日PM（19名）
	対象：専門職	令和6年2月28日（20名）
	対象：一般市民	令和6年2月4日（112名）

- ・ゲートキーパーについて周知・啓発（区長会、民生委員・児童委員連絡協議会、職域関係者等）
- ・自殺再企図防止講座の開催（専門職および相談窓口対応職員対象）
- ・「自殺予防週間（9月）」および「自殺対策強化月間（3月）」に合わせた普及啓発（ポスターの掲示、啓発物品の設置、図書館との連携によるデジタルサイネージの活用や関連図書コーナーの設置等）
- ・こころの相談窓口パンフレットの作成および配布
- ・広報、市のホームページ等で「こころの健康」および相談先について周知

5 骨髄提供者等助成事業

(1) 目的

公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄又は末梢血幹細胞(以下「骨髄等」という。)を提供した方や提供した方が勤務する事業所に対し、提供に要する負担を経済的支援により軽減する。また、骨髄等の移植の推進及び骨髄バンクへのドナー登録者数の増加を図る。

(2) 対象者

次に該当する方

- ア 骨髄等の提供において小牧市に住所を有し、かつ居住をし、公益財団法人日本骨髄バンクを通じて骨髄を提供した方
- イ 骨髄等を提供した方が、骨髄等の提供のために要した通院又は入院した日数を通じて勤務している国内の事業所(個人事業主、官公庁、独立行政法人、地方独立行政法人及び国立大学法人を除く)

(3) 助成の対象となる経費

- ア 骨髄等の提供のための健康診断や自己血貯血に係る通院費用
 - イ 骨髄等の採取にかかる通院費用や入院費用
- ただし、骨髄等の提供が完了した日から1年以内の申請による

(4) 助成金額と期間

1回の骨髄等の提供につき、通算7日が上限

骨髄等を提供した方	(1) 通院又は入院1日につき2万円 (2) 20万円(市独自の助成金)
事業所	通院又は入院1日につき1万円

(5) 助成者数

1名

6 小牧市がん患者医療用補整具購入費助成金

(1) 目的

医療用補整具の購入に係る費用の一部を助成することにより、がん患者の方の心理的負担及び経済的負担の軽減を図り、治療・就労・社会参加等との両立の支援と療養生活の質の向上を図る。

(2) 対象者

次に該当する方

- ア 医療用補整具を購入した翌日から助成金の交付の申請をする日までの間、本市の住民基本台帳に記録されている方
- イ がんと診断され、がんの治療を受けた者又は現に受けている方
- ウ がん治療に起因する脱毛又はがんの外科的治療等による乳房の変形に対応するための医療用補整具を購入した方

(3) 助成の対象となる経費

医療用補整具の購入に係る費用

- ア ウィッグ(全頭用・部分用)
※ウィッグと同時申請の場合のみ、頭皮保護用ネットを含む
- イ 乳房補整具(補整下着、補整パッド又は人工乳房)
※乳房補整具と同時申請の場合のみ、それらを固定する下着を含む

(4) 助成金額と期間

購入費用の2分の1(上限はウィッグ・乳房補整具ともに各2万円)

※1,000円未満は切り捨て

※助成回数は1人につき各1回限り

(5) 助成件数

- ア 医療用ウィッグ 46件※
 - イ 乳房補整具 25件※
- ※内2件は両種類同時申請

7 小牧市若年がん患者在宅療養助成金

(1) 目的

若年のがん患者に対し、在宅サービスの利用等に係る費用の一部を助成することにより、若年のがん患者の経済的負担を軽減し、安心して住み慣れた自宅での生活ができるよう支援する。

(2) 対象者

次のいずれにも該当する方又は市長が特に必要と認める者

ア 在宅サービスの利用等の時点及び申請の日において本市の住民基本台帳に記録されている方

イ 在宅サービスの利用等の時点において、40歳未満の方

ウ がん患者（医師に一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された方に限る。）

エ 在宅生活の支援及び介護が必要な方

オ 本市の市税の滞納がない方

カ 福祉用具の借用及び福祉用具の購入に係る費用の助成については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の2第1項の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給を受けていない方

キ 他の公的な制度又は保険による同種の助成又は給付を受けていない方

(3) 助成の対象となる経費

ア 在宅サービスの利用費用

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、夜間対応型訪問介護、その他若年のがん患者が自宅で生活するために必要と認められるサービスの利用費用

イ 福祉用具の借用費用

手すり・スロープ（工事を伴わないもの）、歩行器、歩行補助つえ、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、移動用リフト（つり具の部分を除く。）、自動排せつ処理装置、その他介護保険で認められるものの借用費用

ウ 福祉用具の購入費用

腰掛便座、自動排せつ処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分、排せつ予測支援機器、その他介護保険で認められるものの購入費用

(4) 助成金額

1か月ごと、対象経費の合計のうち9割（上限54,000円）

※1,000円未満は切り捨て

(5) 申請・請求期限

助成対象のサービス等を利用した年度内

(6) 助成件数

0件